

事務連絡  
令和4年4月1日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口の設置について（周知依頼）

平素から厚生労働行政の推進にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度からの医師に対する時間外労働上限規制の適用に向けて、現在、医療機関から医療勤務環境改善支援センターや労働基準監督署に対して、医師の宿日直許可申請に関する相談等が行われていると承知しております。

今般、この宿日直許可の申請を検討している医療機関を対象に、厚生労働省本省のWEBサイトに相談窓口を設置することとしました。相談窓口の概要等は別紙のとおりとなりますので、貴会会員への周知等、ご協力方よろしくお願いいたします。

【機密性 1 情報】

事 務 連 絡  
令 和 4 年 4 月 1 日都道府県労働局  
雇用環境・均等部（室）長 殿  
労働基準部長 殿厚生労働省労働基準局労働条件政策課  
労働条件確保改善対策室長補佐

## 医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口の設置について

令和 6 年 4 月からの医師の時間外労働の上限規制の適用に関し、医療機関から宿日直許可の申請に係る様々な疑義が寄せられており、これまでも、労働基準監督署及び都道府県医療勤務環境改善支援センターにおいては、疑義の解消につながる助言を行うなど、適切に対応いただいているところです。

今般、前述の上限規制の円滑な施行に向けて、宿日直許可の申請を検討している医療機関に対して、より一層丁寧な対応を行っていく観点から、今般、厚生労働省本省の WEB サイトに相談窓口を設置することとしました。

相談窓口の概要は以下のとおりですので、御承知おきいただき、医療機関の宿日直許可の申請に係る相談等への対応について万全を期すようお願いいたします。

## (相談窓口の概要)

開始日	令和 4 年 4 月 1 日
相談内容	医療機関の宿日直許可申請について、制度の仕組みや手続き等幅広く受け付ける。相談内容のイメージについては別添参照。
相談対応	医療機関からの相談は、厚生労働省本省の WEB サイト（下記 URL・QR コード）の相談フォームへの記入を通じて受け付ける。 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、相談者に回答する。 ※ 現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、都道府県の医療勤務環境改善支援センターでの支援を実施。

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24880.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html)

# 医療機関の宿日直許可申請に関する相談を受け付ける窓口の設置

◇ 令和4年4月から、医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口を厚生労働省に設置

◇ 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、回答

※ 訪問による支援が適切な相談など、現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、厚生労働省本省経由で医療勤務環境改善支援センター（医療労務管理アドバイザー）が必要な支援を実施

## 宿日直許可の申請を検討している 医療機関（病院・診療所）



### （相談する医療機関のイメージ）

- ・ 労働基準監督署に相談することに対して不安やためらいがあるので、実際に相談する前に、監督署への相談についてざっくばらんに聞きたい。
- ・ 地域の医療勤務環境改善支援センターや、労働基準監督署に相談しているが、相談内容について、厚生労働省本省の専門家にも相談してみたい。

など

宿日直許可申請に  
関する相談



相談内容に即した  
助言等

厚生労働省本省  
（宿日直許可申請に関する相談窓口）

※ 労働基準監督署に相談したい内容を確認。相談者の意向を踏まえて、必要な支援を実施。

現地での具体的な  
支援が有効な相談等

訪問支援等を実施



支援

申請・相談



医療勤務環境改善支援センター  
（相談した医療機関の所在地を担当）

※日頃から、医療機関の勤務環境改善に関する相談に応じ、必要な支援を実施（都道府県ごとに設置）

連携

労働基準監督署